

堺市会計規則の一部を改正する規則

堺市会計規則（平成19年規則第43号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「同じ。）」の次に「又は本市の歳入について収納があったことを証する書類」を加える。

第101条第2項中「園長を」を「園長及び准校長を」に改める。

別表第1の56の項中「子ども相談所」を「こども相談所」に改め、同表の58の項中「所長」を「〃」に改め、同表の88の項中「放課後子ども支援課」を「放課後こども支援課」に改め、同表の122の項中「西区役所政策推進室」を「西区役所企画総務課」に、「室長」を「〃」に改め、同表の123の項中「課長」を「〃」に改め、同表の138の項中「所次長」を「所長」に改め、同表の220の項中「子ども家庭課」を「こども家庭課」に改める。

別表第2の秘書課の項中「秘書課」を「政策経営課」に、「市長公室」を「政策局」に改め、同表の観光企画課の項中「観光企画課」を「文化観光企画課」に改め、同表の子ども企画課の項中「子ども企画課」を「こども企画課」に、「子ども青少年局」を「こども青少年局」に改め、同表の産業企画課の項中「産業企画課」を「産業成長推進課」に改め、同表の出納課の項中「出納課」を「会計課」に改める。

別表第3の西区役所総務課の項中「西区役所総務課」を「西区役所企画総務課」に改める。

別表第4中「別表第4」を「別表第4（第15条、第17条、第101条関係）」に改め、同表の堺市立学校の項中「園長」の次に「及び准校長」を加える。

別表第5中「別表第5」を「別表第5（第15条、第17条、第101条関係）」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。